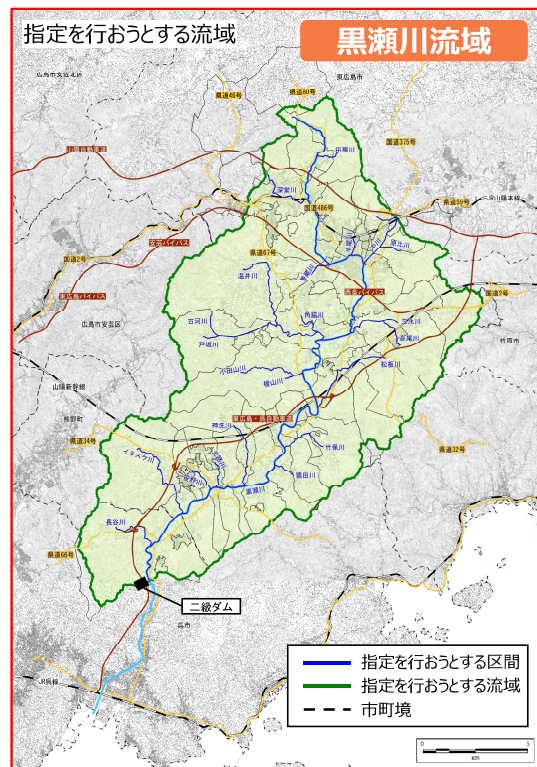


『流域治水』の本格的実践に向けて**黒瀬川等**を**特定都市河川**に指定します。

広島県では、気候変動により激甚化・頻発化する水災害に備えるため、河川改修等のハード整備に加え、流域全体のあらゆる関係者で協働して治水対策を行う『流域治水』を強力に推進しています。

黒瀬川流域においては、流域の地形特性や社会特性の特徴・課題に対応するため流域治水の取組を加速する必要があり、その手法として**特定都市河川に指定**することにより、法的枠組みを活用して流域治水の実効性を高め、早期に地域の治水安全度を向上させていくことが可能となります。

平成30年7月豪雨時の黒瀬川浸水状況等



特定都市河川の指定によって **みんな**でできる**5つのこと**

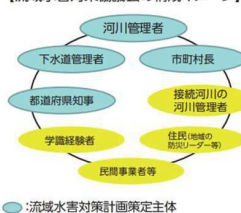


みんなが参加できる仕組み

特定都市河川流域において浸水被害対策を総合的に推進するため、河川管理者等が共同して**流域水害対策計画を策定**

流域水害対策計画の作成や実施に係る連絡調整を行うため、流域関係者が参画する**流域水害対策協議会を設置**

【流域水害対策協議会の構成イメージ】



雨水流出の増加を抑制 雨水流出のさらなる抑制

一定規模以上の**雨水浸透阻害行為**（土地からの流出雨水を増加させるおそれのある行為）に対し、**対策工事**（雨水貯留浸透施設の設置）を義務付け ※1,000㎡、ただし、都道府県の条例で500㎡以上1,000㎡未満の範囲で別に定めることが可能。

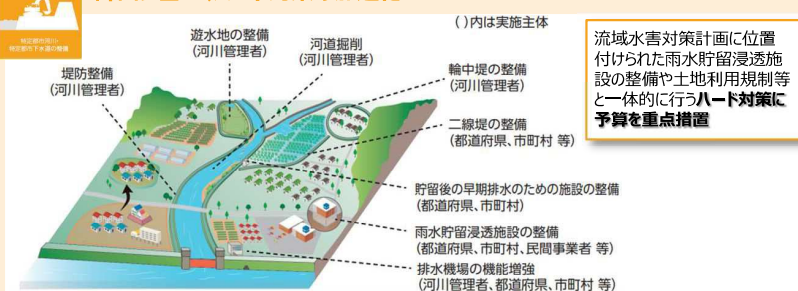


流域における貯留機能の保全



洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有し、**浸水被害の防止や拡大を抑制する効果がある施設・土地**に対し、**将来にわたってその効用を保全**

計画に基づくハード対策の加速化



流域水害対策計画に位置付けられた雨水貯留浸透施設の整備や土地利用規制等と一体的に行う**ハード対策に予算を重点措置**

水害リスクを減らすまちづくり 住まい方の工夫



浸水が発生した場合に生命や身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域について、都道府県知事が「**浸水被害防止区域**」として指定し、「居住を避ける」「居住する場合にも命を守る」「移転を促す」取組を重層的に推進

出典：『特定都市河川 みんなで取り組む流域治水』国土交通省水管理・国土保全局（令和6年6月）等



広島県 土木建築局 河川課

〒730-8511 広島市中区基町10番52号 ☎082-513-3929